

室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領の運用について

平成29年8月1日
室 蘭 市

室蘭市燃料電池自動車の貸出に当たっては、室蘭市燃料電池自動車貸出事業実施要領（平成29年7月 日施行、以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について、要領第31条に基づき、次のとおり定め、運用するものとする。

記

1 室蘭市燃料電池自動車の引渡及び返却の日

室蘭市燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の適切な管理及び室蘭移動式水素ステーションにおける円滑な水素充填を図るため、原則としてFCVの引渡の日は木曜日とし、返却の日は水曜日とする。

2 FCVの借受予約

FCVの効率的かつ適切な貸出を図るため、要領第7条及び同条第1号に基づく予約にあたっては、次の事項について、原則として、電子メール又はFAXにより、市担当へ連絡するものとする。

- ①法人名、住所、室蘭市競争入札参加者名簿への登録の有無
- ②借受担当者の所属・職氏名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）
- ③借受希望期間
- ④引渡・返却希望時間
- ⑤法人名表示用マグネットシートの要・不要

3 FCVへの法人名の表示

要領第8条第2項に基づく借受法人名のFCVへの表示は、市が配布する白地マグネットシートに記載又はステッカー等を貼付したもの、もしくは借り受事業者が所有する既存マグネットシート等（ステッカーなど車体に直接的に貼付するものを除く）を使用するものとする。

なお、マグネットシート等の枚数や大きさについては、安全運転に支障が無いこと限り、特に制限しないものとする。

また、次に該当しない内容については、FCVに表示して差し支えないものとする。

- (1) 市の権利を侵害すると認められるもの
- (2) 法令又は公序良俗に違反するもの
- (3) 政治的又は宗教的活動に関するもの
- (4) その他市長が不適切と認めるもの

4 運転者の確認

要領第29条第2号に基づく運転者の本人確認のため、借受事業者は、FCVの返却時に運転した者全ての運転免許証の写しを提出しなければならないものとする。